

事 務 連 絡
平成24年11月9日

岩手県、宮城県、福島県 復興担当 御中

復興庁

被災地における学習環境の確保について

復興の推進に当たりましては、平素よりご尽力いただき、感謝申し上げます。

去る10月27日に野田総理大臣が岩手県を訪問された際、応急仮設住宅の住民から「仮設住宅で受験生が勉強できる環境（自習室）を作ってほしい」旨の要望がありました。

このための対応として、学習の場として応急仮設住宅の集会所等の活用、管理人の確保について「雇用創出基金事業」（厚生労働省）の活用、学習活動のコーディネートや指導を行う人材の配置について「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」（復興庁・文部科学省）の活用が考えられます。

被災地の一部では、応急仮設住宅や集会所、談話室等を学習室に活用した事例や、集会所の管理人を配置した事例及び学習指導者等を配置した事例等があるとあります。

この度、こうした対応が可能であることを改めて周知するため、「建設された応急仮設住宅の集会所等の活用について」、「雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の活用について」、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業について」がそれぞれ所管省庁から所管担当部局あて発出されました。

つきましては、上記について、ご了知いただくとともに、貴県における災害救助担当、雇用創出基金担当、教育委員会と連携し、被災地住民の意向を丁寧に把握し、被災地における学習環境の確保が図られるよう被災自治体に対して改めて周知を徹底していただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

担当：復興庁（地域班担当） 豊岡、中尾

電話：03-5545-7343

FAX：03-5545-0525